

令和5年4月18日質問  
令和5年5月30日回答

審査委員会（第28回）における質疑応答を踏まえた  
一般社団法人専門職高等教育質保証機構への質問及び指摘事項（2回目）

審査委員会での審議および1回目の質問及び指摘事項に対する回答を踏まえ、以下の指摘事項について、必要な見直しを行い、対応方針を回答いただきたい。

【評価基準】

- ・機関別と分野別の区別が明確になっていない箇所が散見されるため、全体をよくご再考いただきたい。

（以下例示等）

- ・4ページ中段（ファッションビジネス分野では下から16行目）に「専門職大学分野別認証評価基準は、専門職学士課程における教育研究活動を中心として、専門職大学設置基準等の法令適合性を含めて、専門職大学として適合していることが必要と考えられる内容を示したものとあり、まだ機関別認証評価との区別が明確でない箇所が散見される。貴機構の分野別評価を受けて認定された大学が、機関別認証評価を受けて認定されないケースも想定して、誤解のない表現に修正願う。
- ・2ページの「a. 専門職大学分野別認証評価基準に基づく評価」、『この評価は、機構の定めた専門職大学分野別認証評価基準に基づいて、専門職大学の教育研究活動等の総合的な状況について……』とあるが、「大学の教育研究活動等の総合的な状況」といった記載は機関別認証評価における記載であり、近しい表現も散見されるため、全体を修正いただきたい。
- ・4ページの「専門職大学の目的に照らして」という箇所は、分野別認証評価であれば「専門職大学『学士課程』の目的に照らして」とすべきではないか。

→・1 ポツ目

ご指摘をいただきました箇所の記述につきましては、「専門職大学分野別認証評価基準（〇〇分野）は、専門職学士課程における教育研究活動を中心として、専門職大学設置基準等の法令適合性を含めて、専門職大学（〇〇分野）として適合していることが必要と考えられる内容を示したもの・・・」のように、当該分野名を追記し、分野別認証評価であることが明確になるように修正いたします。また、専門職短期大学の評価基準要綱につきましても、同様に当該分野名を追記して修正いたします。

・2 ポツ目

ご指摘をいただきました下線のついた箇所の記述につきましては、「専門職大学『学士課程』における教育研究活動等の状況について・・・」のように、「教育研究活動等」

には、「専門職大学『学士課程』における」を追記し、それに続く記述の「総合的な」を削除し、機関別認証評価と誤認されないように修正いたします。また、専門職短期大学の評価基準要綱につきましても、同様に修正いたします。

・ 3 ポツ目

ご指摘をいただきました箇所の記述を、「専門職大学『学士課程』の目的に照らして」に修正いたします。

- ・ 10ページ以降、評価結果に関して「専門職大学分野別認証評価基準に適合している」と記載されているが、誤解が無いよう、評価基準の名称に具体的な分野名称を明示しては如何か。

→分野ごとに三点セット（評価基準要綱、自己評価実施要項、評価実施手引書）を作成しているため、当該分野の資料に他分野の内容が混在する可能性は極めて低いと考えられますが、ご指摘をいただきましたとおり、評価基準の名称に当該分野の名称を明示いたします。

- ・ 「専門職大学」という単語は通常大学全体、機関を指す語句として解釈されるが、例えば機構の書類にて使用している「ファッションビジネス分野専門職大学」という語句は、一つの大学の中に二つの専門職分野学士課程を持つ専門職大学が当然想定され得ることから、「ファッションビジネス分野（の課程を持つ）専門職大学」という意味と考えられる。複数分野を内包し得る点において専門職大学院に係る記載とは異なるため、書類全体の当該表現を修正いただきたい。

→専門職大学の名称につきまして、ご指摘をいただきましたとおり、「〇〇分野専門職大学」の表現を、「専門職大学（〇〇分野）」に修正いたします。また、専門職短期大学の表現につきましても、同様に修正いたします。

- ・ 基準 I-1 の指針で「〇〇分野専門職大学の目的が、専門職学士課程ごとに適切に設定され」と修正されたことで、当該専門職大学が当該分野において複数の専門職学士課程を置いているように読める。分野名を明記したので、「専門職学士課程ごとに」は不要ではないか。

→ご指摘をいただきましたとおり、「〇〇分野専門職大学の目的が、専門職学士課程ごとに適切に設定され」は、「専門職大学（〇〇分野）の目的が、適切に設定され」に修正いたします。

※「専門職大学（〇〇分野）」の表現については、一つ前のご指摘を受けて修正するものです

- ・ 別添資料 1 で提出いただいた評価基準の赤字加筆部分について、検討委員会委員の意見のみしか伺っていないとのことだが、それぞれの専門分野の委員・有識者による記載内容の確認が必要と考える。

→3月30日付で回答しました、3つ目の○のご質問に対し、機構からは「・・・第2章冒頭書きについては、検討委員会委員の意見を反映したものです。」と回答しておりました。そのため、今回「検討委員会委員の意見のみしか伺っていないとのことだが」というご指摘をいただくことになりました。

3月6日のヒヤリングの後のご指摘事項に、

- 分野の特性に則した、より具体的な記載をすること（評価基準要綱 第2章冒頭の記載内容）
- 機関別認証評価と重複している部分の整理（領域Ⅳ 財務運営、管理運営および情報公表、領域Ⅵ 学生受入および定員管理）

とあり、それらを受けて、3月16日～27日にかけて検討委員会委員、外部有識者との協議・検討、意見聴取を行い、そこでのご意見を参考にして、評価基準の修正と、第2章冒頭の記載内容について修正しました。

したがって、「・・・第2章冒頭書きについては、検討委員会委員の意見を反映したものです。」の記述は誤りで、「検討委員会委員、外部有識者の意見を反映したものです。」が正しい記述となります。なお、現時点で評価委員会は組織されていないため、将来専門委員となる方々は、外部有識者に含まれています。

※3月16日～27日に実施しました会合、研修、意見聴取のための打ち合わせの具体は、3月30日付の回答、2つ目の○への回答をご参照ください。

なお、5月11日に、検討委員のほか、専門委員を加えた拡大委員会として、専門職大学認証評価検討委員会 第2回定例会を実施いたしました。これまでに審査委員会から指摘を受けた事項に対する対応内容について議論を行い、機構の対応について合意をいただきました。議事録署名を付けました議事録を提出いたします。

#### 【評価体制】

- ・評価員の構成（人数比率、人選要件、等）に関する指摘に対し、別添資料3の委員には、最大で6分野を評価可能とされている委員がいるが、分野の専門家としてこれだけの広範囲を評価できるとは考えづらいため、教育機関全般としての評価を期待している評価委員と、当該分野の専門家として評価委員を想定している場合を記号分けして表記したリストを再提出願いたい。

→ご指摘をいただきましたとおり、当該分野の全般的な評価が期待できる委員には「●」を、分野の専門家としての評価ができる委員には「○」を付けて、3分野ごとの評価委員のリストを、別添資料6として再提出いたします。

なお、ご提案いただきました「教育機関全般としての評価を期待している評価委員」としますと、機関別認証評価の委員と誤認される可能性があると思われましたので、「当該分野の全般的な評価ができる委員」といたしました。

- ・評価者への研修の際にアンケートを実施し、それを評価事業の改善に役立てるようには如何か。

→透明性の高い開放的で進化する評価を目指して、これまでの専門職大学院分野別（ビューティビジネス分野、教育実践分野）認証評価の評価者研修では、研修の終わりにフリ

ーディスカッションの時間を設け、評価委員からの質問、意見、感想を口頭にて伺い、必要に応じて評価システム（評価基準、評価体制、評価方法）の改善を行ってきました。専門職大学（短期大学）分野別認証評価においても同様に取り組み、評価委員の意見も伺いながら評価システムの改善を継続的に図ってまいります。

・添付資料9-2「認証評価体制、評価委員等候補者名簿」について、所属をアップデートするように依頼したにもかかわらず、元職記載のままの箇所があるため、全体を再度点検いただきたい。

→ご指摘をいただき、評価委員候補者の所属につきまして再度確認しました。所属につきましては、初回に資料を提出した当時のままとなっておりますため、令和5年4月現在に確認できた所属に更新いたしました。（前掲 別添資料6）

#### 【組織及び財務状況】

・前回の固定費に関する質問は、2020年の申請の際に提出された「一般社団法人専門職高等教育質保証機構 令和2年度収支計画」の固定費との比較に基づくものです。当時、令和2年度は評価事業を実施しない中での固定費、とりわけ「広報費・消耗品費等」、「旅費」、「理事会等経費」が、令和4年度以降、3種の評価を実施しても同額であることの理由をお伺いした趣旨でしたが、固定費には事業拡大は影響しないという理解でよいかもう一度伺いたい。

→ 令和4年度以降、3種の評価を実施した場合の経費につきまして、評価委員に対する「旅費」「宿泊費」については評価対象校に実費を負担していただきます。なお、事務職員の「旅費」「宿泊費」は、機構が負担します。事務職員は1名のみの随行であることに加え、3種増加する評価対象校のうち2校は都内であり、他の1校は設立年度から考えても、固定経費の中で対応できると考えています。したがって、「固定費には事業拡大は影響しない」という解釈で問題はないと考えます。